

申請忘れはありませんか??



日本スポーツ振興センター 災害給付制度について

- ・学校管理下（授業中、休み時間、部活動中、登下校中など）で負傷し、病院受診した場合、医療費等の給付が受けられる制度です。

※ケガの他に、熱中症なども含まれます。

- ・初診から治療が終了するまでに、医療費が500点(5,000円)以上の場合に対象となります。※調剤含む
（医療保険を使っの支払総額が1,500円以上）

申請に必要な書類は保健室にあります。

書類の提出も保健室までお願いします。

質問等ある場合も保健室：西銘まで連絡してください。



給付のための申請期限は、給付事由が生じた日から2年ですが、忘れない内に早めの手続きをおすすめします。